

米子市建設工事請負代金中間前金払制度実施要領

1 趣旨

この要領は、米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号。以下「規則」という。）第61条第2項の規定による前金払（以下「中間前金払」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

(1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製作を除く。以下同じ。）であって、原則として年度内完成工事に係るものとするが、繰越明許費に指定された経費による工事及び翌年度にわたって債務を負担することとした工事についても対象とする。

(2) 契約に当たり、規則第66条第1項の規定による部分払を選択した工事及び米子市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成17年3月31日施行）第2条第3号に定める低価格入札が行われた工事にあつては、中間前金払の対象としない。

3 対象となる経費の範囲及び支出要件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金の額が130万円以上の土木建築に関する工事であつて、次に掲げる要件に該当するものに係る当該工事の材料費等（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項に規定する材料費等に該当するものに限る。）に相当する額として必要な経費については、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為に係るものにあつては、出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

4 中間前金払の割合

請負代金の額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の額の10分の6を超えてはならないものとする。

5 債務負担行為等に係る特例（2以上の会計年度にわたる継続事業に関する支払方法等）

(1) 債務負担行為に係る契約分については、その年割額が当該年度内に支出すること

ができる見込みのものについて、当該年割額を対象として、中間前金払をすることができるものとする。

- (2) 中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができる。

6 中間前金払の認定

- (1) 対象工事の施行を担当する課（課に相当するものを含む。）の長（以下「認定権者」という。）は、請負者から中間前金払認定請求書（別記様式1）の提出により中間前金払に係る認定の請求があったときは、上記3に掲げる要件を確認するものとする。

ア 進ちよくが金額面でも2分の1以上であることを確認するために必要な資料として、建設工事請負契約書第11条及び土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-24に基づき工事履行報告書（別記様式2）を毎月提出させることとし、その認定は、認定請求書の作成時点における現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

イ 工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算して進ちよく額を認定することができるものとする。

（注）本項は、出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示等を求める発注者としての権利を排除するものではない。

ウ 土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-14に基づく設計図書の変更指示により、新規工種等の追加指示が行われていれば、新規工種等の追加に係る契約書の変更がされていなくても、当該新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

（注1）新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、請負者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を発注者として確認したことを意味するものではないので、契約書の変更に係る協議等において留意すること。また、出来高の計算に当たっては、以下の式を適用することとする。

$$\text{出来高} = (B + C) / A$$

A：中間前払金の支払請求時点における請負契約額

B：中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C：当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分（土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-14に基づく設計図書の変更指示文書発出済のものに限る。）

（注2）工事履行報告書において契約済部分の出来高（上式のB/A項に当たる数値）のみ記述している場合で当該契約済部分の出来高が50パーセント

に満たないが、上式による出来高 $((B + C) / A)$ であれば50パーセント以上となるときは、上式による出来高を適切に付記させること。

(2) 認定権者は、当該認定の請求があったときは、請負者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があった場合又は連休期間前その他特別の事情がある場合を除き、当該請求を受けた日から7日以内に、認定結果を契約担当課に報告するものとする。

7 認定調書等及び支払

(1) 契約担当課長は、上記6の認定による結果、中間前金払が妥当であると認定権者が認めたときは、中間前金払認定調書（別記様式3）をファクシミリにより請求者に交付することとする。

(2) 契約担当職員は、請負者から前払金保証契約の寄託を受ける場合は、当該証書原本を提出させることとし、契約担当職員が、これを保管することとする。

(3) 建設工事請負契約書第34条第3項の規定に基づき中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払をすることとしているが、現下の景気対策の必要性を考慮し、その迅速化に努めることとする。

8 中間前金払と部分払の選択

中間前金払の対象となる工事の契約に当たっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させることとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

選択内容の確認は、契約書に別紙の特約条項を添付して、いずれかの項を削除し、発注者及び請負者双方が割印することにより、契約書上で支払方法を明らかにしておくことで行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。